

秋田市告示第49号

秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）第7条第7項の規定に基づき場所および規格を次のとおり指定したので、同条第18条の規定により告示する。

令和8年2月19日

秋田市長 沼谷 純

次の道路の区間から展望できる地域（当該道路の路肩端から50メートル以内に限る。）で、当該道路と並行となる道路の沿線にある道路に面する広告物は別紙（省略）のとおりとする。

	道路の路線名	起 点	終 点
1	主要地方道 秋田停車場線	中通二丁目7番6	川尻町字大川反 233番31（国道7 号交点）
2	県道 土崎港秋田線	通町橋下流端の延長 線と交差する部分	主要地方道秋田停 車場線
3	主要地方道 秋田岩見船岡線	五丁目橋上流端の延 長線と交差する部分	主要地方道秋田停 車場線